

ス振第136-13号  
令和2年6月1日

(公財) 群馬県スポーツ協会  
理事長 松本 博崇 様

群馬県地域創生部スポーツ局  
スポーツ振興課長 高原 啓成



群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン」に基づく  
要請（5月30日以降）の周知について（依頼）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の取り組みについて、御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、群馬県においては、社会経済活動の再開と感染防止策のバランスを取りつつ、一定の条件のもとで外出自粛や休業要請を段階的に緩和していくため、「社会経済活動再開に向けたガイドライン」を策定したところです。

この度、「社会経済活動再開に向けたガイドライン」に基づき、5月30日から警戒度を「2」に移行することとし、警戒度「2」における要請内容について、別添のとおりまとめさせていただきます。

つきましては、貴協会におかれても、主旨を御理解いただき、県の方針を踏まえて御対応いただくようお願いいたします。

また、各加盟団体等に対しても、同様の対応について周知をお願いいたします。

今後も、国や県の対応方針等、随時、情報提供を行いますので、御協力いただきますようお願いいたします。

(参考)

- ・群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン」に基づく要請について  
（5月30日（土）以降）
- ・「社会経済活動再開に向けたガイドライン」

担 当：スポーツ振興課 企画調整係 岡崎  
T E L：027-226-2079  
F A X：027-243-3211  
e-mail：okazaki-ma@pref.gunma.lg.jp

令和2年6月4日

各加盟団体代表者様

公益財団法人群馬県スポーツ協会  
理事長 松本博崇

スポーツ活動の再開について（依頼）

平素より、本協会の諸事業につきまして格別のご理解・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴い活動の自粛を要請しているところですが、今後の活動につきましては、群馬県から示されている別紙「社会経済活動再開に向けたガイドライン」に沿って十分な感染防止対策を徹底していただき、活動を再開していただきますようお願いいたします。

なお、少年（高校生以下）の活動は学校における部活動と同様に扱うこととし、「社会経済活動再開に向けたガイドライン」における警戒度「1」に引き下げられた段階で再開することとしてください。（宿泊を伴う強化練習は、当面の間実施しないで下さい。）

また、再開にあたっては、「利用する施設」や競技特性に応じた「中央競技団体のガイドライン」等の感染防止対策も踏まえて行ってください。

さらに、新型コロナウイルス感染症については、第2波、第3波到来の可能性も十分にあるとされており、再び自粛要請が発出された場合等は、速やかに活動を止めていただくなど警戒度に応じた対応をするとともに、常に新しい情報を得るようお願いいたします。

— 参考 —

- ・「社会経済活動再開に向けたガイドライン」に基づく要請の周知について（写）
- ・「社会経済活動再開に向けたガイドライン」  
<https://www.pref.gunma.jp/>
- ・「公益財団法人日本スポーツ協会 スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」  
<https://www.japan-sports.or.jp/news/tabid92.html?itemid=4173>

競技スポーツ課 小林  
電話：027-234-5555